

# 建築物のバリアフリー化の促進に向けて



都市・住宅・地域政策グループ  
首席研究員

沼尻 恵子



都市・住宅・地域政策グループ  
研究主幹

伊藤 伸一

## 1 はじめに

建築物のバリアフリー化の取り組みについて、法律に基づく整備の状況を概括した上で、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020 オリパラ大会」という）の開催に向けた最近の動向等について、報告する。

## 2 バリアフリー法に基づく取り組み

### 2.1 バリアフリー法制定までの経緯

1970 年代の障害当事者による都市や施設のバリアフリー化に対する市民運動を受け、地方公共団体における福祉環境整備要綱、福祉のまちづくり条例の制定がなされた。

1994 年「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という）が制定され、これにより、不特定多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対するバリアフリーの基礎的基準と誘導的基準を定め、さらに 2,000 ㎡以上の特定建築物には努力義務が課された。

2000 年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という）により、駅、鉄道車両、バス等の公共交通機関と駅等の旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化について義務的基準を定めた。

2002 年にはハートビル法が改正され、2,000 ㎡以上の特別特定建築物のバリアフリー化を義務化するとともに、地方公共団体が独自に基準の上乗せができる委任条例の制定が可能となった。

このような経緯を経て 2006 年には、建築物のバリアフリー法であるハートビル法と、交通バリアフリー法を統合、拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という）が制定された。バリアフリー法では「身体障害者」の「身体」がなくなり、知的、発達、精神

障害など全ての障害者、妊産婦なども対象となった。

現在、建築物のバリアフリー化は、このバリアフリー法の枠組みに基づき整備が進められている。

### 2.2 バリアフリー法に基づくバリアフリー整備の推進

#### (1) バリアフリー法の枠組み

高齢者や障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保するためのバリアフリー法の基本的枠組みは、

- <1> 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進（各施設の整備目標を設定、移動等円滑化基準の適合義務）
  - <2> 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進（市町村が作成する基本構想に基づく重点整備地区の重点的かつ一体的なバリアフリー化事業の実施）
  - <3> 心のバリアフリーの推進（バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進）
- の3つである。

#### (2) バリアフリー法によるバリアフリー整備の状況

バリアフリー法に基づく義務的基準のもと、都市部を中心に公共交通機関の旅客施設や車両等のバリアフリー化は一定の進捗がなされたと位置づけられている。一方でバリアフリー法の施行から 10 年が経過し、さらなる高齢者、障害者等の増加、障害者権利条約、障害者基本法等の整備への対応、2020 オリパラ大会の開催を見据えた取り組みの必要などが指摘されている。<sup>\*</sup>

鉄道駅（1日平均乗降客数 3,000 人以上の駅）におけるバリアフリー化率 86.0%（2014 年 11 月発表）に対し、建築物のバリアフリー化に関しては、2020 年度末までの目標値、「2,000 ㎡以上の特別特定建築物のストックに対する割合約 60%」に対して、55.1%（2014 年度末）となっている。

### 2.3 建築物に対するバリアフリー化の取り組み

#### (1) バリアフリー法で規定されている基準

バリアフリー法においては、不特定多数の者が利用し又は主

として高齢者、障害者等が利用する建築物で一定の規模以上のもの（特別特定建築物）に対して建築物移動等円滑化基準の適合を義務付けている（適合義務）。また、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては、建築物移動等円滑化基準の適合に努めなければならないとしている（努力義務）。

建築物移動等円滑化基準に加え、高齢者や障害者が建築物をより円滑に利用できるようにするために誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めており、この基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると「シンボルマークの表示」「容積率の特例」などのメリットがある。

### 3 建築設計標準

#### 3.1 建築設計標準とは

##### (1) 建築設計標準の位置づけ、概要

バリアフリー法に基づく設計のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という）は、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するものである。

建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容、建築物のバリアフリーの標準的な内容を図表や設計例を交えて解説するとともに、多彩な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を記載している。（表 3-1）

表 3-1 建築設計標準の構成

	建築設計標準の主旨と今回の改訂について	
第1部	バリアフリー法について	
第2部	建築設計標準	
	第1章	高齢者、障害者に配慮した建築物整備の促進について：考え方、設計のポイント等
	第2章	単位空間等の設計 2.1 敷地内の通路、2.2 駐車場、2.3 建築物の入り口、2.4 屋内の通路、2.5 階段、2.6 エレベーター、2.7 便所・洗面所、2.8 利用居室の出入口、2.9 客室、2.10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室、2.11 劇場、競技場等の客席・観覧席、2.12 避難設備・施設、2.13 造作・機器
	第3章	設計事例集
	第4章	基本寸法等

##### (2) 2020 オリパラ大会に向けた建築設計標準の改正

本設計標準は、新たな機器の普及や技術の進展、障害者団体等からの要望を受け、これまで概ね5年ごとに改正してきているが、2020 オリパラ大会の開催に向け、以下の2回の改正、拡充を図っている。

2015年度には、劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設において、多様な利用者が円滑に利用できる環境整備を図ることを目的として、建築設計標準の「客席・観覧席」について見直し、追補版を作成した。

また、2016年度には、2020オリパラ大会での国内外からの来訪者の増大を見据え、新築だけでなく既存施設のバリアフリー化に取り組む必要があること、改修の観点などを盛り込むため、ホテルのバリアフリー化の促進等について、改正を行った。

国土技術研究センター（JICE）では、追補版の作成、建築設計標準の改正のための委員会の運営等を担っており、以降にその改正内容等について報告する。

#### 3.2 劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版

本追補版の内容については、JICEREPORTの28号に詳細を報告しているため、ここでは主要な見直し内容として、車いす使用者用客席の割合とサイトラインについて紹介する。

##### (1) 車いす使用者用客席・観覧席の割合

「車いす使用者用客席・観覧席の数（可動席スペースを含む）は、施設内容や規模に応じ、客席・観覧席総数の0.5～1.0%以上とする」との数値基準を明記した。この割合を定めるにあたっては、海外の基準を参照しており、総席数の1%を中心に据えつつ、大規模な競技場から小規模なホールや映画館などの施設の規模や用途に配慮し、0.5～1.0%と幅を持たせて示した。（表 3-2）

2017.3.24に公開された、オリパラ組織委員会のアクセシビリティガイドラインでは、アクセシブルな座席の最低要件として、オリンピックの大会会場0.75%、パラリンピックの大会会場1.0～1.2%と定められており、新国立競技場ではこの基準を上回る車いす使用者席が確保されることが予定されている。

表 3-2 車いす使用者用席の割合に関する海外基準

0.5～1.0% 確保する	全ての客席・観覧席に対して、車いす使用者用の客席・観覧席を0.5%～1.0%確保する。（FIFA）
0.5～1.2% 確保する	オリンピックやパラリンピック以外のどんなスポーツイベントでも、総座席数の0.5%が車いす使用者用の客席・観覧席である（IPC） オリンピックの場合、最低限必要とされる車いす使用者用の客席・観覧席の割合は、会場の総収容能力の0.75%である（IPC）。 特に、パラリンピックでは、最低限必要とされる車いす使用者用の客席は、会場の総収容能力の1%から、1.2%程度とする（特に、車いす使用者スポーツのイベント時）。（IPC）
少なくとも1% を確保する	少なくとも客席の1%を車いす使用者用の客席区域に指定し、最低2か所設けなければならない（ISO）。 利用しやすい車いす使用者用の客席が必要である。全座席のうち少なくとも1%の座席が車いす使用者用の客席の場所になければならない（アメリカ）

##### (2) 車いす使用者用客席・観覧席のサイトライン

「前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保する。車いす使用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。」と明文化した。前列席の人が立ち上がったときに、眼高の低い車いす使用者の視線をさえぎることがないようにすることが求められる。（図 3-1）

2002FIFAワールドカップが開催された日産スタジアム（横

浜市) では、車いす使用者用観覧席は一般席の2列分前方に突き出しており、サイトラインが確保されている(写真3-1)。

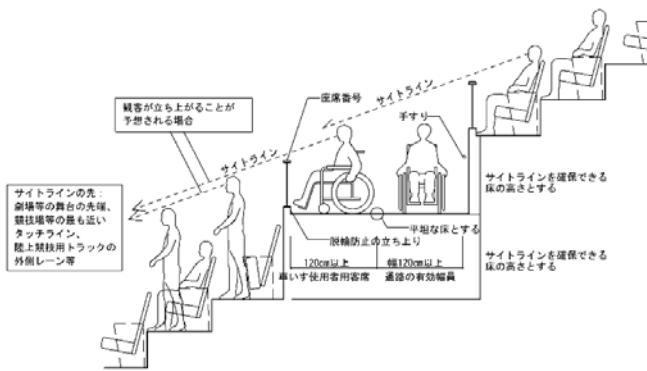


図 3-1 : サイトライン



写真 3-1 : 日産スタジアムの車いす使用者用観覧席

### (3) 法律の位置づけ上の課題

客席・観覧席を有する施設としては、特別特定建築物のうち、「3. 劇場、観覧場」「4. 集会場又は公会堂」「11. 体育館、水泳場」の2000㎡以上が対象となる。しかし、バリアフリー基準の適合義務の対象となるのは、高齢者、障害者が円滑に利用するために必要な「建築物特定施設」つまり、「出入口、通路、廊下、階段、エレベーターなど」とされており、「客席・観覧席」は義務化の対象ではない。「ホテルの客室」が建築物特定施設として位置づけられているように、「劇場・競技場」の利用にあたり不可欠といえる「客席・観覧席」も今後は建築物特定施設に位置づけられていくことが求められる。(表3-3、4)

表 3-3 : 特別特定建築物

特別特定建築物 (赤字は客席、観覧席が含まれる特別特定建築物) (不特定多数の物が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物)			
1. 特別支援学校	5. 展示場	9. 老人ホーム	13. 公衆浴場
2. 病院又は診療所	6. 百貨店	10. 老人福祉センター	14. 飲食店 等
3. 劇場、観覧場、映画館	7. ホテル又は旅館	11. 体育館、水泳場	※バリアフリー法では、一定規模以上(2000㎡以上)の特別特定建築物に対し、バリアフリー基準の適合義務(既存建築物については基準適合の努力義務)
4. 集会場又は公会堂	8. 官公所	12. 博物館又は図書館	

表 3-4 : 建築物特定施設

建築物特定施設 (客席、観覧席は対象となっていない)
出入口、敷地内通路、廊下、階段、エレベーター、トイレ、浴室、ホテル又は旅館の客室、駐車場
※バリアフリー法で基準適合義務がかかるのは、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

## 3.3 2016年度改正におけるホテルの客室の検討

### (1) バリアフリー法の移動等円滑化基準

バリアフリー法におけるホテル又は旅館の客室の建築物移動等円滑化基準、移動等円滑化誘導基準は、表3-5に示すように、車いす使用者用客室の数・割合、客室の出入口、トイレや浴室に関する事項が定められている。

表 3-5 客室に関する移動等円滑化基準、移動等円滑化誘導

	移動等円滑化基準	移動等円滑化誘導基準
客室の数	客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上	客室の総数が200以下の場合には総数の1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上
客室の出入口	—	幅は80cm以上、戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設ける
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便所内に車いす使用者用便房を設ける</li> <li>・ 出入口の幅は80cm以上、戸は車いす使用者が通過しやすく前後に水平部分を設ける</li> </ul>	
浴室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置</li> <li>・ 車いすで利用しやすい十分な空間の確保</li> <li>・ 出入口の幅は80cm以上、戸は車いす使用者が通過しやすく前後に水平部分を設ける</li> </ul>	

### (2) ホテル客室の課題

#### ① 車いす使用者用客室の絶対数が不足

移動等円滑化基準では、50室以上のホテルの場合1以上の車いす使用者用客室の整備が義務化されている。しかし、これからの高齢者の増加、車いす使用者でも旅行できる環境整備の推進により、車いすを利用する高齢者や複数の車いす使用者がホテルを利用するなどが想定され、車いす使用者用客室の絶対数が不足しているとの課題がある。

より多くの部屋数を確保したいホテルにとっては、一般客室よりも広い面積を必要とする車いす使用者用客室を何室も確保することが困難、車いす使用者用客室の稼働率が悪いといった指摘がある。(表3-6)

表 3-6 : 車いす使用者用客室の面積 (ホテル協会アンケートより)

部屋タイプ	件数	面積平均	参考: 一般客室部屋面積平均
ツイン	54	38.1㎡	27.6㎡
ダブル	3	32.7㎡	29.5㎡
シングル	1	23.0㎡	14.8㎡
その他	4	21.4㎡	67.0㎡
合計	62	35.1㎡	34.7㎡

一方、複数の車いす使用者用客室を確保しているホテルもあり、そのようなホテルでは、一般の方が車いす使用者用客室を使っても違和感のない仕上がりにし、稼働率を上げるといった工夫をしている。

#### ② 既存のホテルの改修が難しい

ビジネスホテルのように客室の面積が小さい場合は、客室内

に必要な通路幅を確保することが難しい。また、床スラブがフラットな場合に浴室・トイレのユニットバスの入り口に段差が発生するが、水周り配管の制約から改修が困難との課題がある。(図 3-2)

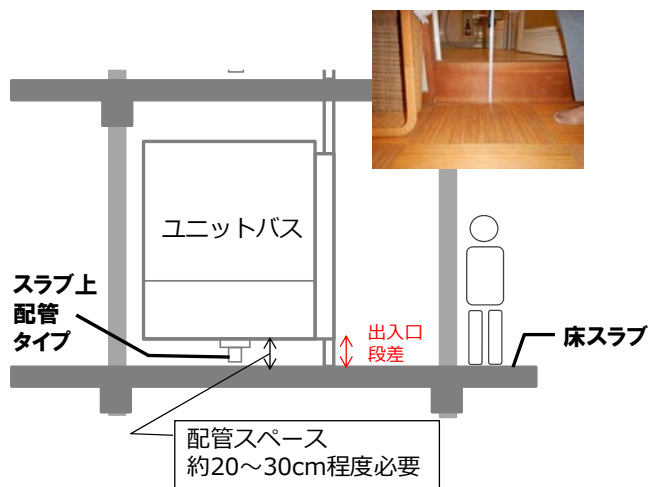


図 3-2：ユニットバスの配管イメージ

### (3) ホテル客室における対策

#### ①一般客室のバリアフリー化

今回の改正において、設計の考え方に、「バリアフリー法に義務付けられた車いす使用者用客室を設けること、一般客室において、高齢者等が円滑に配慮することで、より多くの利用者の宿泊が可能になる」と新たに記載した。

特に客室内のトイレ、浴室等のドアについては、通過できることが重要との指摘があるが、ユニットバスの規格等を勘案し、原則として 80 cm 以上、やむを得ない場合は 70 cm 以上確保するとした。

#### ②既存ホテルの合理的、効果的な改修方法の提案

図 3-3 のように、2 室を 1 室に改修し、車いす使用者用客室を整備する例を提案した。ユニットバスの出入り口段差の解消のためには、部屋の中にスロープを設けることで、段差を解消する案としている。

## 4 今後に向けて

2020 オリパラ大会に向け、ユニバーサルデザイン 2020 関係関係会議が設置され、2017 年 2 月に行動計画（案）が決定された。この行動計画には、建築設計標準の改正が具体的な取り組みとして位置づけられているとともに、建築物に限らず、公共施設・交通インフラの整備、心のバリアフリーの推進による共生社会の実現が定められている。

建築物のバリアフリー化については、2020 オリパラ大会を契機とし、全国への展開、大会以降のレガシーとしての継続した取り組みが求められる。

※バリアフリー法及び関連施策の有り方に関する検討会  
第 1 回委員会資料

参考文献：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成 29 年 3 月 国土交通省発行

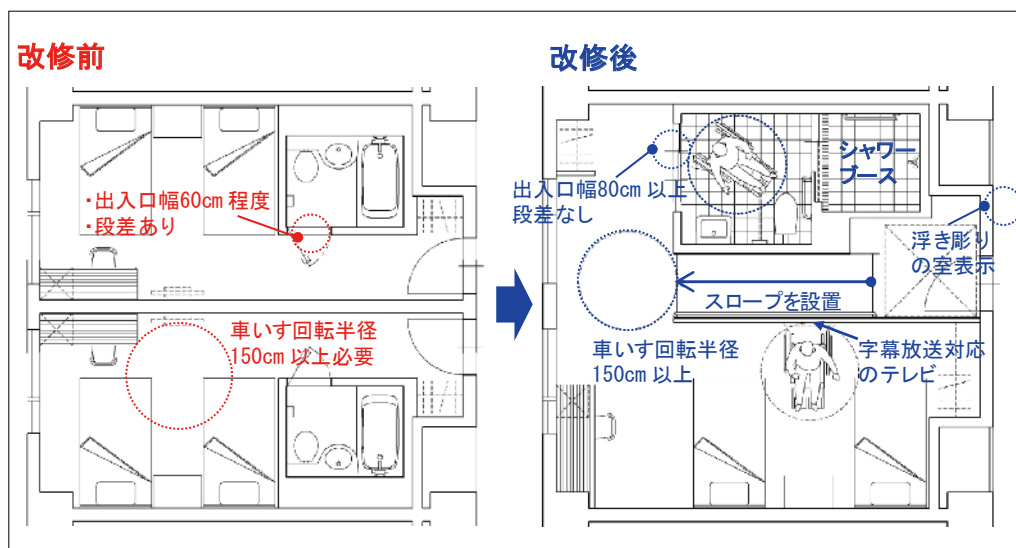


図 3-3：2 室を 1 室に改修し、車いす使用者用客室を整備する例

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 28 年度版）の改正概要